

## 令和8年度 岩沼市放課後児童クラブ加入案内



### ■放課後児童クラブとは？

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に児童館・児童センターを利用して適切な遊び及び生活の場を提供することによりその健全な育成を図るものです。

### ■放課後児童クラブ加入要件

市内の小学校に通う小学生で、保護者等（18歳以上75歳未満の同居親族等を含む）全員が、次のいずれかに該当し、留守家庭となる場合です。

- (1) 児童の在宅時間に就労または就労を目的とした各種学校に就学している場合
- (2) 常時家族の介護・看病に当たっている場合
- (3) 妊娠・出産または疾病により入院または自宅療養が必要な場合
- (4) 身体障害者手帳1～3級または療育手帳もしくは精神保健福祉手帳を有し、かつ子育てが困難等の診断書がある場合
- (5) その他放課後児童クラブへの加入が必要と市長が認めた場合

※なお、「集団生活」が難しい場合や特別な配慮が必要な場合等、児童を安全に預かることが難しいと判断した場合は、受け入れできないことがありますのであらかじめ御了承ください。

## ■開設時間

- (1) 学校授業日：授業終了後から午後7時まで
- (2) 長期休業日（春休み・夏休み・秋休み・冬休み）等：午前8時から午後7時まで
- (3) 土曜日：午前8時から午後6時まで
- (4) 上記開設期間中であっても、通学している学校が天候等の事由による自宅待機の場合や、感染症等による学級・学校閉鎖の際は、安全管理上の理由により開設できませんので、あらかじめ御了承ください。

## ■放課後児童クラブ一覧

学区	名称	場所	問合せ先	定員
岩 小 学 区	北児童センター放課後児童クラブ なかよしクラブ	岩沼市相の原一丁目 3-49 （「そら」「にじ」の2クラスに分けています）	22-2857 （北児童センター）	60名
	北児童センター放課後児童クラブ分室 すずかけ放課後クラブ （主に岩沼中学校学区に在住の方）	岩沼市中央二丁目 1-1 （岩沼小学校敷地内）		28名
	北児童センター放課後児童分室 げんきクラブ （主に岩沼中学校学区に在住の方）			35名
南 小 学 区	南児童館放課後児童クラブ なかよしクラブ	岩沼市桑原四丁目 6-70	22-3852 （南児童館）	40名
	南児童館放課後児童クラブ分室 みなみっこクラブ （主に桑原、吹上等に在住の方）	岩沼市桑原四丁目 7-34 （「SUN」「MOON」の2クラスに分けています）		60名
玉 小 学 区	東児童館放課後児童クラブ なかよしクラブ	岩沼市早股字小林 396-18 （「なのはな」「すずらん」の2クラスに分けています）	25-0455 （東児童館）	60名
	東児童館放課後児童クラブ分室 ひがしっこクラブ （主に恵み野西、玉浦西、早股、林等に在住の方）	岩沼市早股字小林 396-1 （玉浦小学校図工室）		30名
西 小 学 区	西児童センター放課後児童クラブ なかよしクラブ	岩沼市松ヶ丘一丁目 10-1 （「ゆめ」「きぼう」「こころ」の3クラスに分けています）	22-4677 （西児童センター）	110名
	西児童センター放課後児童クラブ分室 ひだまりクラブ （主に土ヶ崎、松ヶ丘、三色吉、たけくま、北長谷、栄町等に在住の方）	岩沼市松ヶ丘一丁目 17-2 （岩沼西小学校敷地内） （「みらい」「つばさ」の2クラスに分けています）		80名

◎所属するクラブは在住地域をベースに調整していますが、申込状況によって一部変更が生じる場合があります。前年度の所属が、次年度以降の所属を保証するものではありません。可能な限り多くの児童を安全にお預かりするための調整となりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

## ■放課後児童クラブの加入決定までの流れ

### (1) 加入申し込み受付について

【受付場所】通学する小学区にある児童館（センター）

【受付時間】午前9時から正午まで、午後1時から午後6時まで（土日祝日を除きます）

【申込期間】令和7年9月16日（火）から令和7年10月17日（金）まで

※必要書類に関しては、令和7年9月1日（月）より各放課後児童クラブにて配布しているほか、岩沼市ウェブサイト内の「放課後児童クラブ加入申し込みについて」のページからもダウンロードできます。

※郵送での申込は受付できませんので、ご注意ください。

※新規加入の場合は、書類の提出時に面接を行います。（面接は、お子様の同伴が必要です。）

書類の提出については、事前に児童館（センター）に御連絡のうえ、予約をお願いします。

※転居先・就労先・仕事への復帰時期等が確定してからの申込をお願いします。

※年度途中の申込に関しては、各児童館（センター）に御相談ください。

### (2) 審査及び選考について

面接と書類によって審査を行います。提出書類に不備がある場合は、審査ができませんので御注意ください。加入が決定した場合、令和8年2月上旬ごろに岩沼市放課後児童クラブ加入承認書を送付します。

加入希望者が定員を超えた場合は、就労状況、家族構成（学年、世帯の状況など）をもとに必要性の高い児童から御案内しておりますが、待機となる場合がありますので、御了承ください。

待機となった場合は、その後定員に空きが出たときに、その時点で待機している児童の中での優先順位に従って、加入となる場合があります。

#### 【加入にあたっての留意事項】

- ① 児童の生活状況等を把握するため、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有を行うことがあります。
- ② 特別な支援が必要な児童については、児童の集団生活における状況等を把握するため、児童クラブへの加入前に2～3日程度体験受入れを行う場合があります。また、児童クラブで安全な受け入れを可能とするための環境設定や人的配置を確認し、受入れの適否について検討を行いますので、結果のお知らせが遅れる場合があります。
- ③ 加入要件が満たされている期間であっても、集団生活等の適応状況を確認しながら加入期間の調整を行う場合があります。
- ④ お申込み内容に虚偽が認められた際は、加入をお断りする場合があります。
- ⑤ お申込みは前年度からの継続であっても、年度ごとに毎年手続きが必要となります。



## ■加入申し込みに必要な書類

- (1) 岩沼市放課後児童クラブ加入申込書 (児童1人につき1枚)  
 (2) 岩沼市放課後児童クラブ加入児童調査書①・② (児童1人につき1枚)  
 (3) 加入要件を満たしていることを証明できる書類 (同居している保護者等全員分)

※世帯分離をしている場合でも書類の提出は必要です。

※加入希望期間の初日時点で18歳以上75歳未満の同居親族等の方全員について提出が必要です。ただし、令和8年4月1日時点で18歳未満の方については、年度を通して提出不要です。

(加入希望期間の初日時点で74歳の方は、75歳到達時以降、提出不要となります)

※就労証明書、在学証明書、診断書については、指定の様式以外は受理できない場合があります。

証明書等は3か月以内に発行されたものとなります。

加入要件		必要書類	備考
就 労 (内定含む)	雇用されている (会社員・公務員・パート・派遣社員・内職等) ※法人の代表者である場合も含まれます。	就労証明書	勤務先から証明を受けてください。 ※就労証明書は保育所と共通の様式です。 ※保育所にも申し込まれる場合や、きょうだいで児童クラブに申し込まれる場合は、原本を一番下のお子さんに添付し、不足分は写しを御準備ください。
	自営業 (個人事業主等)	自営申出書	確定申告書の写し(最新のもの)または締結している契約がある場合は契約書等の写しの添付が必要です。
就 学		在学証明書	在学中の学校から証明を受けてください。 ※指定の様式での提出が難しい場合は以下の書類を <u>1部ずつ</u> 御準備ください。 ①学校指定の証明書 ②受講カリキュラム
介護・看護		(1) 介護・看護申出書 (2) 介護を受ける方の診断書または、以下のいずれかの写し ①身体障害者手帳 (1～2級) ②療育手帳 ③精神保健福祉手帳 (1～2級) ④介護保険被保険者証 (要介護3～5)	診断書は常時介護・看護が必要な旨の記載が必要です。  手帳・被保険者証は等級が確認できるページ

妊娠・出産	(1) 母子手帳の写し (2) 診断書※切迫流産等の 医師の診断があり自宅 安静が必要な場合	母子手帳は父母氏名、出産予定日が 確認できるページ
疾病等により入院または自 宅療養が必要な場合	診断書	病院から発行された様式の場合は <u>家庭での保育が難しい旨の記載が 必要</u> です。
障 害	(1) 診断書 (2) 以下のいずれかの写し ①身体障害者手帳 （1～3級） ②療育手帳 ③精神保健福祉手帳	診断書が病院から発行された様式 の場合は <u>家庭での保育が難しい旨 の記載が必要</u> です。  手帳は等級が確認できるページ

※その他、必要に応じて書類の提出をお願いすることがあります。

#### ◇申込書類等記入にあたっての留意事項◇

- ① 申込書類等は黒のボールペンで記入してください。
- ② 鉛筆や消せるボールペンでの記入、修正ペンの使用がある場合は受付できません。
- ③ 誤って記入した場合は、訂正箇所を二重線で消し、申し込まれる保護者氏名を署名いただ  
くか、訂正印を押印のうえ、余白に書き直してください。訂正印を使用した場合は、加入  
申込書保護者氏名欄の横にも押印ください。（スタンプ型簡易印鑑は使用できません）
- ④ 岩沼市放課後児童クラブ加入申込書の日付は、提出日を御記入ください。

## ■加入期間について

児童クラブの加入期間は次表のとおりです。なお、期間の延長を希望する場合は、加入期間内に再度「加入要件を満たしていることを証明できる書類」を提出する必要があります。

加入要件	加入期間（最長で令和9年3月31日まで）
就 労 (内定含む)	利用開始日から就労の終了日まで
就 学	利用開始日から学校等の在籍期間
介護・看護 入院または自宅療養 が必要な場合	(1) 診断書に治療期間、常時介護・看護を必要とする期間の記載がある場合 利用開始日から治療期間、常時介護・看護を必要とする期間が終了する日まで
障 害	(2) 診断書に治療期間、常時介護・看護を必要とする期間の記載がない場合 診断書の日付から6か月 【例】令和7年5月15日付け診断書の場合、令和7年11月14日まで
	(3) 各障害者手帳・介護保険被保険者証の場合 利用開始日から手帳・保険証の有効期間が終了する日まで
妊娠・出産	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前に当たる日から、 出産予定日の8週間後に当たる日まで 【例】令和7年10月1日が出産予定日の場合、令和7年8月6日から 11月26日までが加入期間 ※実際の利用については、産婦である保護者が入院中、自宅安静が必要な 状態、又はそれに準ずる状態にある場合となります。

## ■利用料・利用形態について

### (1) 利用料

利用形態		利用の仕方	利用料
A	年間を通して利用	月3回以上利用する方	月額 2,000円
B	長期休業日のみ利用	長期休業日及びその前日、翌日	春休み 1,500円 夏休み 2,000円 秋休み 400円 冬休み 1,500円
C	1日単位での利用	就労等による突発的事由 月2回まで利用	200円/日

- ① 年間を通して利用（A利用）、長期休業日のみ利用（B利用）については、放課後児童クラブの利用がなくても加入期間中は料金が発生します。
- ② 長期休業日のみ利用（B利用）と1日単位での利用（C利用）の併用も可能です。
- ③ 1日単位での利用（C利用）は、事前申込みとなります。納付された料金については、返金できませんので、あらかじめ御了承ください。

## (2) 利用料の減免

家庭の状況により、利用料が減免になる場合があります。

### 【申請時期・方法】

利用料減免の手続きは加入が承認された後になります。該当する方は、以下の書類を御提出ください。提出時期については別途お知らせします。

- ①岩沼市放課後児童クラブ利用料減免申請書
- ②減免の対象となることを証明する次の書類

減免対象となる世帯	減免割合	必要書類
生活保護受給世帯	全額減免	・生活保護受給証明書の写し
市町村民税非課税世帯(※1) かつひとり親家庭の場合	全額減免	なし(※2)
市町村民税非課税世帯(※1) かつ在宅で障害のある家族 がいる場合	全額減免	・身体障害者手帳、療育手帳又は年金振込通知書等の 写し(※2) ※特別児童扶養手当を受給している場合は添付書類 不要です。
加入児童の兄または姉が放 課後児童クラブに加入して いる場合	半額減免	なし

※1 課税状況は、令和8年4月から令和8年8月までは前年度分の、令和8年9月から令和9年3月までは当年度分の市町村民税（児童と生計を同一にする家族全員分）により判定します。それに伴い、減免申請の手続きはそれぞれの期間ごとで年2回行うため、お忘れなく御提出ください。

※2 ・令和8年4月から令和8年8月までの加入希望の方で令和7年1月1日時点で市外にお住まいの方  
・令和8年9月から令和9年3月までの加入希望の方で令和8年1月1日時点で市外にお住まいの方  
におかれましては、別途非課税証明書の提出が必要となります。

※3 申請書に記載されている同意事項に同意いただけない場合は、追加で書類の提出をお願いすることがございますので、あらかじめ御了承ください。

## ■ ICTシステムについて

岩沼市の放課後児童クラブでは、利用児童の入退館管理や保護者連絡を行うためのICTシステムを導入しています。専用のスマートフォンアプリを登録することで、保護者からの欠席の報告や、児童クラブからの緊急時の連絡等ができるようになっていきます。登録方法等の詳細は、加入決定後にお知らせいたします。